

平成23年度 東部知多衛生組合一般会計予算

2市2町（阿久比町、大府市、豊明市、東浦町）で構成している東部知多衛生組合の平成23年度一般会計予算は、次のとおりです。

なお、阿久比町の平成23年度負担金は、1億3,768万3,000円です。

問い合わせ先 東部知多衛生組合 ☎0562(46)8855

（一般会計）

歳入

科 目	金 額
分担金及び負担金	11億2,870万1,000円
使用料及び手数料	1億8,769万9,000円
国庫補助金	1,292万2,000円
財産収入	2,237万6,000円
繰越金	1,000万円
諸収入	99万2,000円
組合債	8,620万円
歳入合計	14億4,889万円

歳出

科 目	金 額
議会費	51万1,000円
総務費	6,264万9,000円
衛生費	10億8,684万8,000円
事業費	1億3,862万1,000円
公債費	1億5,026万1,000円
予備費	1,000万円
歳出合計	14億4,889万円

税金の話

固定資産税 Q&A

土地・家屋の課税でよくある質問を紹介します。

問 地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのは。

答 宅地などについては、評価の均衡を図るため、全国一律に地価公示価格や鑑定評価価格などの七割を用途として評価を行うこととされています。「七割評価」といいます。（本来、土地の固定資産税は、評価額を課税標準額として課税するものですが、七割評価により評価額と課税標準額に大きな開きが生じたため、評価額に対して前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるのかという「負担水準」を求め、これにより税額を決定する仕組みとなっています。

具体的には、負担水準の低い土地は、前年度課税標準額にその年度の百分の五を加えることで、毎年税額を引き上げていくこととなります。負担水準の高い土地は、税額を据え置か、引き下げることになります。地価が下がっているにもかかわらず、土地の税額が上がるのは、この負担水準が低いからです。

問 昨年度より税額が急が高くなったのですが。

答 次のような場合が考えられます。住宅の敷地として使用していたが、住宅を取り壊したため、住宅用地の特例措置がなくなり、本来の税額に戻った場合。

新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻った場合。

固定資産税・都市計画税の前納制度

固定資産税・都市計画税を第一期の納期限五月二日までに全期分まとめて納付すると、報奨金が年間の税額から差し引かれます。

五月二日の納期限を過ぎると、報奨金制度の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

納付書は、前納制度が利用できるように、全期分と各納期（第一期、第四期）分をまとめた冊子を送付します。

口座振替利用の方は、五月二日に登録の口座から振り替えますので、預貯金残高を確認してください。

問い合わせ先
税務課固定資産税係

☎(48)1111(内218)